自動車整備・車体整備事業者の皆様へ

自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について

本年 11 月に管内の貸切バスが、東北自動車道下り線において、中央分離帯に衝突して乗客７人が負傷する事故が発生しました。

事故の原因については、現在調査中ですが、運転者が「バス前方から異音がしてハンドル操作ができなくなった」と話していることから、車枠の主要骨格部分の腐食により最終的にハンドル操作が不能になった可能性が考えられるところです。

自動車の適切な点検整備の実施については、機会あるごとに注意喚起をしてきたところですが、積雪期を迎え、凍結防止剤等による車枠・車体等への影響が懸念されることから、入庫車両の車枠・車体及びかじ取り装置、緩衝装置など重要保安装置取付け部の腐食状況について、下記により確実に点検を実施していただくとともに、点検の結果、整備の必要性が認められた際は、使用者等へ整備の必要性について十分な説明を行い、自動車メーカーが提供している補修に関する情報を参考に適切な措置を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認すること。

２．各自動車メーカーが提供している情報を参考に点検を実施すること。

平成２７年１２月１８日
東北運輸局自動車技術安全部